

地域整備方針の見直しについて

1. 地域整備方針の見直しの背景

都市再生特別措置法の一部改正（平成 24 年 3 月 30 日成立、平成 24 年 7 月 1 日施行）により、都市再生安全確保計画制度が創設等されたことを受け、都市再生安全確保計画の作成及びその実施に係る事項等を盛り込んだ都市再生基本方針の改正（平成 24 年 8 月 10 日閣議決定）を実施した。

これを踏まえ、現行の地域整備方針について、関係地方公共団体と調整のうえ、都市再生安全確保計画制度創設の主旨を踏まえた防災対策の記述の充実等の観点から見直しを行う。

2. 地域整備方針の見直しの対象

15 地域

都市名	地域名
札幌市	札幌駅・大通駅周辺地域
川口市	川口駅周辺地域
東京都	東京都心・臨海地域
	新宿駅周辺地域
横浜市	横浜都心・臨海地域
川崎市	川崎駅周辺地域
岐阜市	岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域
名古屋市	名古屋駅千種・鶴舞地域
	名古屋駅周辺・伏見・栄地域
	名古屋臨海地域
大阪市	大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域
	大阪コスモスクエア駅周辺地域
神戸市	神戸三宮駅南地域
福岡市	福岡都心地域
那覇市	那覇旭橋駅東地域